

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年11月26日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年12月11日から平成20年1月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月4日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居大池1号地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 万福寺池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 万福寺池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 裏池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神崎池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国分新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大禿池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 橘池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 橘池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 蓮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東内池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三ツ池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 仲池地区	〃